

庄原市告示第 27 号

庄原市子育て世帯支援臨時給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 10 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市子育て世帯支援臨時給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰で影響を受ける子育て世帯に対して臨時的な措置として実施する子育て世帯支援臨時給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「子育て支援給付金」とは、前条の目的を達するために、庄原市（以下「市」という。）が支給する給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 子育て支援給付金は、令和 6 年 12 月 13 日（以下「基準日」という。）において市に住所を有している者で、次の各号に定めるひとり親等に係る子育て世帯に対し、支給する。

- (1) 令和 6 年 12 月分の児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下この条において「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。）
- (2) 令和 6 年 12 月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者のうち、法第 13 条の 2 の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第 13 条の 2 支給停止者」という。）又は法第 6 条の規定に基づく市長の認定を受けた場合には法第 13 条の 2 の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和 5 年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

(1) 当該者（法第 4 条第 1 項第 1 号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第 2 号ロ又はニに該当し、かつ、父が	法第 9 条第 1 項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課
--	--

ない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）	税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第 2 条の 4 第 6 項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）
(2) 当該者（この表中(1)に規定する養育者に限る。）	法第 9 条の 2 で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）
(3) 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあっては当該者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者	法第 10 条又は第 11 条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）

(3) 前 2 号の規定にかかわらず、子育て支援給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。

児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者（法第 13 条の 2 支給停止者に限る。）であって、令和 6 年 12 月 1 日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する子育て支援給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第 4 条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
公的年金給付等受給者（法第 13 条の 2 支給停止者を除く。）であって、令和 7 年 2 月 14 日以後に死亡した者（当該者が、当	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

該者に対する子育て支援給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	
--	--

第4条 前条に規定する者のほか、子育て支援給付金は、基準日において市に住所を有している者で、次の各号のいずれかに該当する子育て世帯に対し、支給する。

(1) 令和6年12月分の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に規定する児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者。ただし、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正前の児童手当法（以下「改正前の児童手当法」という。）の例により算定される所得制限に該当する者を除く。

(2) 新生児（令和6年12月1日から令和7年3月31日までに生まれた児童をいう。以下同じ。）を支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）とした児童手当の受給者（改正前の児童手当法の例により算定される所得制限に該当する者を除く。）。ただし、第6条第2号に規定する者を養育している者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、子育て支援給付金は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める者に対して支給する。ただし、既に前項に規定する者（以下この項において「受給者等」という。）に対して子育て支援給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。

(1) 基準日後に受給者等が死亡した場合（この項の規定により子育て支援給付金を支給される者が、当該者に対して子育て支援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。） 当該者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者

(2) 基準日の翌日から子育て支援給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童（法第3条第3項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）となったことを市が把握した場合 施設入所等児童が委託されている里親等又は当該児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者

(3) 基準日の翌日から子育て支援給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別に行っている当該受給者等の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て支援給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続きを行った場合 当該者の配偶者

第5条 令和6年度住民税非課税世帯に対して支給される生活支援金その他これに相当するものの支給対象者は、子育て支援給付金の支給対象者としな

(対象児童)

第6条 対象児童(子育て支援給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 支給対象者に支給される令和6年12月分の児童扶養手当又は児童手当に係る児童
- (2) 新生児。ただし、出生の日から引き続いて当該新生児を支給要件児童とした児童扶養手当又は児童手当の認定の請求をした日まで市の住民基本台帳に記録されている者に限る。

(支給額)

第7条 支給対象者に対して支給する子育て支援給付金の額は、次の各号に定める受給者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条に規定する支給対象者(以下「児童扶養手当受給者」という。) 対象児童1人につき2万円
 - (2) 第4条に規定する支給対象者(以下「児童手当受給者」という。) 対象児童1人につき1万円
- 2 児童扶養手当受給者及び児童手当受給者のいずれにも該当する者については、児童扶養手当受給者として子育て支援給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第8条 市長は、支給対象者のうち、市が支給する児童扶養手当及び児童手当の受給記録を基に、市長が子育て支援給付金の支給の申込みを行う者(以下「一般支給対象者」という。)に対し、子育て支援給付金の支給対象者であることを通知する。

- 2 一般支給対象者は、前項の規定による通知を受けたときは、庄原市子育て世帯支援臨時給付金受給拒否の届出書(様式第1号)により、子育て支援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、令和7年4月10日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て支援給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第9条 一般支給対象者に対する支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が死亡したことにより、令和6年12月分の児童扶養手当又は児童手当の支給を受けず、児童扶養手当又は児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子育て支援給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合においては、第2号に掲げる支給方式により行う。

- (1) 令和7年2月末日時点において本市が把握する児童扶養手当又は児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 前条第3項の規定による支給決定前までに庄原市子育て世帯支援臨時給付金支給口座登録等の届出書(様式第2号)により前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(一般支給対象者以外の者に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第10条 市が子育て支援給付金の支給対象者であることを通知した者以外の者に対する子育て支援給付金の申請受付開始日は、令和7年4月1日とする。

2 前項の申請が必要となる者に対する子育て支援給付金の申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和7年7月31日とする。

3 子育て支援給付金の支給の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）のうち、第3条に該当する者で第1項の申請が必要となる者による申請及び支給は、申請者が庄原市子育て世帯支援臨時給付金申請書（様式第3号）を、第4条に該当する者で第1項の申請が必要となる者による申請及び支給は、申請者が庄原市子育て世帯支援臨時給付金申請書（様式第4号）を市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第11条 市長は、新生児支給対象者（新生児を対象児童とした児童扶養手当受給者又は児童手当受給者をいう。以下同じ。）のうち、児童扶養手当又は児童手当の受給記録等を基に子育て支援給付金の支給が可能と認める新生児支給対象者に対し、子育て支援給付金の支給対象者であることを通知する。この場合において、当該新生児支給対象者は、子育て支援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

2 市長は、市長が別に定める日までに前項後段の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、当該新生児支給対象者に対し、子育て支援給付金を支給する。

3 新生児支給対象者のうち、市が子育て支援給付金の支給対象者であることを通知した者以外の者に対する子育て支援給付金の申請及び支給に関しては、前条の規定を準用する。

(代理による申請)

第12条 代理により第10条第1項及び前条第3項の規定による子育て支援給付金の支給の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認めるものとする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第13条 市長は、第10条第1項及び第11条第3項の規定による子育て支援給付金の支給の申請があったときは、速やかにその内容を確認の上、支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、子育て支援給付金を支給する。

(子育て支援給付金の支給等に関する周知)

第14条 市長は、この要綱に基づく事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第15条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第10条第2項又は第11条第3項の期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が子育て支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条第3項又は第11条第2項の規定による支給決定を行った後、本市が把握する児童手当の振込時における指定口座（支給前に指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て支援給付金の支給として振込みを行うを行ったにもかかわらず、令和7年8月31日までに指定口座への振込が口座解約又は変更等の事由によりできない場合は、当該支給対象者が子育て支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

3 市長が第13条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和7年8月31日までに支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第16条 市長は、子育て支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第17条 子育て支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年3月11日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年8月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年8月31日までにこの告示の規定により支給決定したものについてなされた処分、手続その他の行為及び第15条から第17条までの規定については、なおその効力を有する。